

# 川崎市議会基本条例

議会改革～市民に開かれた議会を目指して～



平成 2 2 年 4 月

(平成 2 5 年 3 月改訂)

川 崎 市 議 会

あいさつ

川崎市議会では、分権時代にふさわしい地方議会のあり方や議会の基本理念を検討し、平成21年7月1日に政令指定都市で初めて川崎市議会基本条例を施行しました。

この議会基本条例を策定するに当たっては、「議会の在り方検討プロジェクト」を設置し、これからの地方議会の果たすべき役割の重要性を踏まえ、市政における議会権限の充実・強化を図ることを目的として、一、議会の役割の明確化、二、議会と議員の位置付けの明確化、三、必要な環境・体制整備の実施、の三つの基本項目を基に、議会運営を始めとして議員の活動、身分などについて幅広く調査・検討を行いました。

平成20年6月から約1年間、20回にわたり各会派の垣根を越えて自由闊達<sup>かつ</sup>に議論を進め、各会派の合意の下、協議・検討を行うとともに、議会として初めて条例素案に対するパブリックコメントを実施するなど、これまでにない積極的な取組を行いました。

条例の内容につきましては、議事機関としての議会及び市民の代表として選挙により選ばれた公職にある議員についてそれぞれ「議会及び議員の役割と活動原則」として規定したこと、これまで市長等が慣例で行っていた「議会への説明等」について規定したこと、議会権限の強化として「議決事件」を拡大したこと、また、議会機能の強化のための「専門的知見の活用」や「調査機関の設置」を規定したことなどが挙げられます。

条例は、これまで本市議会が進めてきた議会改革への取組を示す大きな指標であるとともに、更なる改革へ向けた決意であると考えております。

今後、この条例の理念を議会運営に反映させ、より分かりやすい市民に開かれた議会運営を目指していきたいと考えておりますので、今後とも市議会に対する御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成22年4月

川崎市議会議長 潮田 智信

## 目 次

前文	1
第1章 総則（第1条・第2条）	1
第2章 議会及び議員（第3条～第5条）	2
第3章 議会と市長等との関係（第6条～第8条）	4
第4章 議会運営（第9条～第11条）	5
第5章 市民と議会（第12条～第14条）	6
第6章 議会の体制整備（第15条～第18条）	7
第7章 他の条例との関係等（第19条・第20条）	8
附則	9
用語解説	10
地方自治法の規定	16
川崎市議会基本条例検討経緯	17
議会のあり方検討プロジェクト委員	18
川崎市議会基本条例文	19

# 川崎市議会基本条例

## 前文

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

行政需要が増大する今日、本市では、地方分権時代における自律的な自治運営を支えるため行財政能力を更に強化することに加え、大都市が抱える諸課題に対してよりの確に対応することが必要となってきたおり、本市の議事機関である市議会の役割がますます重要となっている。

こうした中、議員は、市民の負託にこたえるとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ本市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。

また、市議会そして議員が期待される役割を果たしていくためには、従来の考えや活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、地方公共団体の議会の権限を更に強化していくこと、そして議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要となっている。

市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。

## ＜説明＞

条例制定に至る背景や必要性を述べるとともに、議会及び議員の役割を明確にし、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにすることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与する決意を述べています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

## ＜説明＞

前文を踏まえた条例の目的を規定しています。

(条例の尊重等)

第2条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会を運営しなければならない。

≪説明≫

議会に関する条例の制定や議会運営等に当たり、本条例の趣旨を尊重することを規定しています。

## 第2章 議会及び議員

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。

(2) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。

(3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。

(4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。

(2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。

(3) 議会の役割を不断に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。

≪説明≫

市民の代表者である議員により運営される議事機関としての議会の役割と、その役割を果たすために、公正性及び透明性を高め、市民への説明責任を果たすとともに、自らの改革を継続することなど議会の活動原則を規定しています。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 議会の会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）において議案等の審議、審査等を行うこと。

(2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。

(3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1) 市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと。

(2) 市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、的確な判断を行うこと。

(3) 自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努めること。

《説明》

議員は、選挙により選ばれた市民の代表として、議会の構成員となり、活動するものとされています。ここでは、議会活動における議員の役割と、その役割として市民への説明責任を果たし、自己研さんに努めることなど議員の活動原則を規定しています。

なお、議員が行政区から選出されているという政令市特有の実態を踏まえ、議員の役割として、各区の実情を把握するとともに、市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って的確な判断を行うことを明示しています。

また、議会は主義・主張の異なる会派、議員により構成されていることから、議会全体ではなく、議員が所属する会派、あるいは公選の議員として市民への説明責任を果たすため、自らの活動報告を行っていくこととしています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

《説明》

議会活動を円滑に実施するための会派の結成を条例に位置付けるとともに、会派が議員活動への支援や政策立案、政策提言のために調査研究を行うことなど会派の役割を規定しています。

### 第3章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第6条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

《説明》

議会在、二元代表制の下、議事機関としての役割を果たしていくための市長等との関係の基本原則を規定しています。

(議会への説明等)

第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画（市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいい、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を含む。以下同じ。）等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

《説明》

市長等が重要な政策についての基本方針、素案等を作成し、変更したときは、議会にその内容を説明するとともに、予算や決算については分かりやすい資料を作成することや、予算の調製や重要な施策の作成等に当たり、それらに関連する決議等の議会の政策提言の趣旨を尊重することを規定しています。

これまで、慣例や市長側からの情報提供であったこれらの対応について、制度としての位置付けを行うものです。なお、今後、議会への説明が必要と認められる事案があれば、条例の趣旨に沿った対応を求められることとなります。

(議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の策定又は変更
- (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更
- (3) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

《説明》

市政に係る長期の計画や指針等を議決事項として加えることについて規定しています。

本条第1号で規定している「基本計画」については、第7条第1項で規定しているとおり、「市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画」を指しており、平成23年の地方自治法の改正により策定の義務付けが廃止された「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」の概念もここに含むこととしています。

また、それとは別に、平成23年の地方自治法の改正前に策定された現在の基本構想の下に位置付けられている計画には、部門別に定められた「〇〇基本計画」といった名称を持つ計画もありますが、第2号では、これらを第1号の「基本計画」と区別するために、「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針」として定めています。

「計画又は指針」については、この条例の制定時、既に存在していた「計画又は指針」を対象としていません。したがって、条例制定後、新たに計画又は指針を議決事項と位置付ける場合は、別途協議し、決定していくこととなります。

なお、議決すべき「計画又は指針」の範囲は別に議会運営委員会で協議、決定していくこととなりますが、その趣旨を表現するため、「計画又は指針・・・のうち特に重要なもの」と規定しています。

姉妹都市、友好都市等との提携については、今後結ばれる当初の提携を対象とするもので、分野ごとに締結する覚書を議決対象とするものではありません。なお、「これらに類するもの」とは、友好港の提携等を想定しています。

## 第4章 議会運営

(会議等の運営)

第9条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。

《説明》

それぞれの会議の設置目的を達成するため、議員相互間で活発な討議を行い、議論を深め、より良い政策をつくり上げるとともに、議会における会議等の目的を限られた時間の中で達成するため、円滑かつ効率的な運営が必要であることを規定しています。



(委員会の活動)

- 第10条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮しなければならない。
- 2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

《説明》

新たな行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を生かし調査に基づく政策を立案することや、市長等に対して政策提言を行うことなどを規定しています。

(会議における質疑応答等)

- 第11条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとする。
- 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。
- 3 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる。
- 4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。

《説明》

本会議及び委員会等において、議員が市長等に対して質疑、質問するいわゆる「質問権」を規定するとともに、議員の質疑・質問に対して、その趣旨を確認するための発言を市長等に認めることを規定しています。また、質疑・質問の方法として、一問一答方式等の活用や委員会での質疑に必要な資料を市長等に求めることなどを改めて規定しています。

## 第5章 市民と議会

(市民との関係)

- 第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。
- 2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用を努めるものとする。

《説明》

市民の多様な意見を把握するとともに、市民の議会活動へ参加する機会を確保し、また、参考人制度を活用するなど、市民と議会との関係について規定しています。

(広報の充実)

第13条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。

≪説明≫

議会活動に関する情報を多様な広報手段を活用し、市民に積極的に発信していくこと、及び広報の在り方等を不断に検証していくことについて規定しています。

議会活動の広報につきましては、議会かわさき（年4回発行）の紙面や市議会ホームページの充実等により、市民の方々が必要とする情報を積極的に提供していきます。

(会議等の公開)

第14条 議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

≪説明≫

会議等を原則として公開していくことや会議等で使用した資料は積極的に公開していくこと、傍聴者が会議資料を閲覧することができるようにするなど、より充実した傍聴しやすい環境整備に努めることを規定しています。

## 第6章 議会の体制整備

(議会の機能の強化)

第15条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

2 議会は、[地方自治法第100条の2](#)に規定する[学識経験を有する者等](#)による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

≪説明≫

地方自治法に規定されている専門的知見の積極的な活用を規定するとともに、議会の持つ監視、評価等の機能を強化することを規定しています。

(調査機関の設置)

第16条 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、[学識経験を有する者等](#)で構成する調査機関を設置することができる。

≪説明≫

学識経験者等の知見を活用するための調査機関の設置について規定しています。なお、

調査機関は、地方自治法第100条の2に基づく学識経験を有する者等に議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために、必要な専門的事項に係る調査を合同で行なわせる等、同条の範囲内で設置されるものです。

(議会局)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させることにより、[議会機能](#)の充実を図るため、議会活動を補佐する[議会局](#)の機能強化に努めるものとする。

《説明》

議会の政策立案能力を高めるため、その補助機関である議会局の機能強化に努めることを規定しています。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、[議会図書室](#)の充実強化に努めるものとする。

《説明》

議会図書室の充実を図ることを規定しています。

## 第7章 他の条例との関係等

(他の条例との関係)

第19条 [議員定数](#)、[定例会の回数](#)、[委員会](#)、[政務活動費](#)、[議員報酬及び費用弁償](#)並びに[資産等の公開](#)に関しては、別に条例で定める。

2 前項の条例について、これを制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するものとする。

《説明》

既に規定されている議会及び議員に関する他の条例と本条例との関係を示すとともに、議員及び委員会が前述の条例の改正案等を提出する場合は、本条例の趣旨を踏まえ提出することを規定しています。なお、この規定は、市長からの条例提出や直接請求を阻害するものではありません。

(条例の見直し)

第20条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。

《説明》

条例の検証とその対応について規定しています。これは、今後、議会改革を推進してい

く中で、本条例の目的と社会情勢や市民から寄せられる意見等を十分に精査し、必要に応じて本条例を改正することを意図しています。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年7月4日条例第26号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成25年2月25日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

＜説明＞

- 地方自治法の一部改正に伴い、基本構想を議決事件に含めるため、条例第7条第1項及び第8条第1号の改正を行いました。（平成23年7月）
- 地方自治法の一部改正に伴い、「政務調査費」を「政務活動費」に改めるため、条例第19条第1項の改正を行いました。（平成25年3月）

## 《用語解説》

### 前文

#### ※「二元代表制」（市議会と市長の関係）

市長と議員は、直接住民から選ばれます。二元代表制は、議員で構成される議会（議事機関）と市長（執行機関、行政機関）を並列的に配置し、相互に抑制・均衡（チェック・アンド・バランス）しながら、行政の運営に当たっていくことを狙いとする制度です。

#### ※「市民」

基本的には、川崎市自治基本条例第3条に規定する「市民」と同義ですが、この条例の規定は、地方自治法（以下「法」という。）その他の法律の規定の範囲内で適用されるものです。

#### ※「議事機関」

条例の制定その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関をいいます。通常、議会といわれています。憲法では地方公共団体には議事機関として議会を設置することとされております。なお、前文では「意思決定機関」としての役割を担っているとしていますが、議会は執行作用を行わず議決作用を行うという意味では「議事機関」であり、予算、条例等について議会の意思決定により地方公共団体の方向を位置付ける意味での意思決定機関でもあります。

#### ※「市議会」と「議会」

この条例の前文では、「市議会」は川崎市議会を、「議会」は議会一般を指すものとして用語の整理を行っています。

#### ※「議会の権限」

市議会は、市民を代表する機関として十分な活動ができるよう、法律や条例によって幅広い権限が与えられています。主なものは次のとおりです。①議決権（条例の制定や改廃、予算の決定、決算の認定など）、②選挙権（市議会の議長や副議長、選挙管理委員などの選挙）、③同意権（副市長、監査委員、教育委員会委員、人事委員会委員などの選任）、④検査権・監査請求権（市の事務の執行状況の検査及び監査委員への監査請求）、⑤調査権（市の事務の調査、必要に応じて関係者の出頭や証言、記録の提出の請求）、⑥意見書提出権（国会や関係行政庁、県などに対する意見書提出）、⑦不信任議決権（議会と市長が対立して解決が見出せない場合、最終判断を市民に求めるための市長に対する不信任議決）、⑧自律権（議会の独立性と自主性の確保）

#### ※「市勢」

人口・産業・経済などからみた市全般にわたる動勢を指しています。前文及び第1条では「市政」という限られた範囲での決意を述べているものではなく、市全般の「市勢」の発展に寄与するための議会の決意として規定していることによ

るものです。

## 第 1 章

### ※「条例」

地方公共団体がその自治権に基づいて制定する自主法の一つで、議会の議決によって制定するものをいいます。

### ※「規則」

地方公共団体の自治立法権に基づき、定立される法形式をいいます。規則には、長の定める規則、執行機関である行政委員会のほか、議会及び議長の定める規則があります。なお、「条例、規則等」の「等」は、条例、規則のほかに、規程、規約などの条文形式により定められるものをいいます。

## 第 2 章

### ※「議案等」

議案は、議会の議決を求めるために市長や議員及び委員会が提出する案件のことをいいます。条例の制定、予算の決定、決算の認定等の当該地方公共団体の意思を決定する議案、また、意見書の提出等の議事機関として議会の意思の決定を求める議案をいいます。なお、「議案等」の「等」は、議案のほかに、請願、陳情が含まれています。

### ※「審議」

本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決する一連の過程のことをいいます。

### ※「審査」

委員会において、付託を受けた議案、請願等を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。

### ※「意見書、決議等」

意見書とは、法第 99 条の規定に基づき、市議会は市の公益に関することについて議会の意思をまとめた文書で、国会や国、県などの関係行政庁に対し提出するものです。

決議とは、意見書と同様に議会の意思を表明するもので、政治的効果を期待して、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由でなされる議決をいいます。

なお、「意見書、決議等」の「等」は、意見書、決議のほかに、議会閉会中に議長名で発せられる抗議文などが含まれます。

### ※「議会活動」

議会が行う活動全般を指すものであり、議会の会議（本会議）及び委員会並び

に法第100条第13項の規定に基づく議員の派遣のほか、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として法第100条第12項の規定に基づき会議規則第124条に定める全員協議会、全員説明会、正副委員長会議及び議員総会などの活動をいいます。

#### ※「議会の会議」

定例会や臨時会において、全議員で構成する会議を指し、議案の審議や、市議会としての最終意思の決定（議決）などを行います。

#### ※「委員会」

本会議に提案された議案などを、少人数の議員で専門的・能率的に審査するための機関で、常任委員会（常設の委員会）、議会運営委員会及び特別委員会があります。

##### ・「常任委員会」

川崎市議会では市の執行機関の所管局別に5つの委員会が設けられています。すべての議員はいずれか1つの委員会に所属しており、付託された議案や請願・陳情などの審査、所管する市の事務の調査などを行います。

##### ・「議会運営委員会」

議会運営委員会は議会を円滑に運営するために設けられており、川崎市議会では13人の委員で構成されています。

この委員会では、議会運営上の諸問題について協議し、議員間の連絡調整を行います。

##### ・「特別委員会」

特定の問題を審査するために必要に応じて議会の議決で設置される委員会です。川崎市議会では通常3月に予算審査特別委員会、9月に決算審査特別委員会を設置し、議員全員をもって構成し、それぞれ予算、決算に関する議案の審査を行っています。

#### ※「地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」

次の会議があります。

##### ・「全員協議会」

市政に係る重要事項に関し協議し、意見の取りまとめを行う会議をいいます。

##### ・「全員説明会」

市政に係る重要事項に関し協議を行う会議をいいます。

##### ・「正副委員長会議」

委員会運営上の共通事項及び課題に関し協議又は調整を行う、また、議案及び請願、陳情の委員会への付託等に関し協議を行う会議をいいます。

##### ・「議員総会」

一般選挙後最初の議会前における議員に係る基本的事項に関し協議を行う会議をいいます。

## ※「会派」

議会内で結成された同じ主義・主張を持った議員のグループのことをいいます。川崎市議会では、所属議員が3人以上の会派から議会運営委員会委員が選任されます。

## 第3章

### ※「議決すべき事件」

議会の議決事件は、法第96条に規定されています。第1項では、①条例を設け又は改廃すること、②予算を定めること、③決算を認定すること、④法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関する事、など15項目が列挙されています。また、第2項では、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき、議会の議決すべきものを定めることができる、と規定されています。

### ※「基本計画」

本市が進めるまちづくりの基本方針として、市政運営や施策の基本方向を掲げる具体性をもった10年程度の計画（新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」）を想定しています。また、平成23年の地方自治法の改正により策的義務付けが廃止された「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」の概念も含まれます。

### ※「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）」

新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」における基本政策に基づく政策領域別計画を想定しています。

## 第4章

### ※「質疑」

議案等について、討論、表決の前に疑問点をたずねることをいいます。

### ※「質問」

議案とは関係なく市政全般について、現在の状況や方針・計画等について聞くことをいいます。

### ※「一問一答方式」

質疑・質問し、これを答弁し、次いで質疑・質問し、答弁するという形式で同じ質問者と答弁者の間で問答を続けることをいいます。川崎市議会では、一般質問や予・決算審査特別委員会で多く用いられています。



## 第 5 章

### ※「公聴会」

公の機関が一定の事項について判断し、又は決定する場合に、広く利害関係者又は学識経験者等の意見を聴き、その参考にするために設けられた制度であり、本会議又は委員会における予算その他重要な案件の審査に当たって必要がある場合に開くことができる審査形態です。

### ※「参考人」

本会議又は委員会がその調査又は審査のため必要があると認めるときに出頭を求め、これに応じて本会議又は委員会に出頭して意見を述べる者のことをいいます。

なお、「公聴人及び参考人の制度等」の「等」は、公聴会、参考人制度のほか、聴聞会や懇談会が含まれます。

## 第 6 章

### ※「学識経験を有する者等」

個人だけでなく、法人、法人格のない団体・組織等も対象となるものであり、大学、調査研究機関、コンサルタント会社等も含まれます。なお、法第 100 条では、地方公共団体の外部の知見を活用する方策として制度化されたものであり、当該地方公共団体の議員や執行機関の職員をして調査させることは想定していません。

### ※「議会局」

議会の事務に従事し、議長及び議員の職務を補助する組織として、市町村の議会に事務局を置くことができます。議会局は、川崎市議会の事務局として、「川崎市議会議会局設置条例」においてその設置が規定されています。

### ※「議会機能」

議会が果たすべき役割又は働きのことをいいます。単に執行機関に対して受動的な機関にとどまらず、積極的、能動的に政策を立案し、執行機関にこれを実現させる役割や、常に民主的で効率的な、そして公正な行政が行われるよう執行機関の行政執行を監視する働きを指します。

### ※「議会図書室」

議会に附置される図書室を指し、議員の調査研究に資するため、法で附置することが義務付けられているものです。

## 第 7 章

### ※「議員定数」

市町村の議会の議員の定数は、条例で定めると法に規定され、本市議会では、「川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」で、63人として

います。なお、法上の定数の上限は72人となっています。

#### ※「定例会の回数」

本市議会では、「川崎市議会の定例会の回数を求める条例」に基づき定例会を開催しています。定例会の回数は、毎年4回と規定し、2月、6月、9月、11月頃から開催しています。なお、臨時会は、必要がある場合において、特定の案件に限り開催されます。

#### ※「政務活動費」

議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することが認められています。本市議会では、「川崎市議会の政務活動費の交付等に関する条例」に基づき政務活動費を交付しています。

#### ※「議員報酬」

議員報酬とは、地方公共団体の議会の議員の職務遂行に対する反対給付をいいます。議員は非常勤の特別職であるため給料ではなく、報酬が支給されます。本市議会では、「川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例」で規定しています。

#### ※「費用弁償」

費用弁償とは実費弁償と同様の意味であり、その職務を執行するために要した経費をいいます。本市議会では、「川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例」に基づき、本会議、委員会等の会議に出席した議員に対し、自宅から市役所までの交通費相当額を支給しています。

#### ※「資産等の公開」

本市議会では、「政治倫理確立のための川崎市議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、毎年、資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書を公開しています。

## 《地方自治法の規定》

### ※「地方自治法第96条第2項」〔議決事件〕

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

### ※「地方自治法第100条第12項」〔調査権〕

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

### ※「地方自治法第100条の2」〔専門的事項に係る調査〕

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

## 《引用・参考文献》

「地方議会運営事典」（ぎょうせい）

## 《川崎市議会基本条例検討経緯》

	月 日	議会のあり方検討プロジェクトでの検討経過	
第 1 回会議	平成 20 年 6 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選</li> <li>・プロジェクトの位置付け等の説明と確認</li> <li>・プロジェクトの名称について</li> <li>・今後の検討スケジュールについて</li> </ul>	◆全議員対象の 議員研修会 9 月 18 日
第 2 回会議	7 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会のあり方検討プロジェクトの検討方法について</li> </ul>	
第 3 回会議	8 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例について</li> </ul>	
第 4 回会議	8 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュール（正副委員長案）について</li> <li>・議会基本条例制定に向けた検討課題（例）における本市の現況について</li> <li>・外部講師について</li> </ul>	
第 5 回会議	9 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例制定に向けた検討課題（例）について</li> <li>・議会ホームページでの情報提供について</li> </ul>	
第 6 回会議	10 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例制定に向けた検討課題（例）について</li> </ul>	
第 7 回会議	10 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例制定に向けた検討課題（例）について</li> </ul>	
第 8 回会議	11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例制定に向けた検討課題（例）の具体的検討について</li> </ul>	
第 9 回会議	12 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例制定に向けた検討課題（例）の具体的検討について</li> </ul>	
第 10 回会議	12 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例制定に向けた検討課題（例）の具体的検討について</li> </ul>	
第 11 回会議	平成 21 年 1 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「（仮称）川崎市議会基本条例正副委員長骨子案」について</li> </ul>	◆議長あて「中 間報告」の提出 1 月 16 日
第 12 回会議	2 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「（仮称）川崎市議会基本条例正副委員長骨子案」について</li> </ul>	
第 13 回会議	2 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討事項 5 項目に対する「正副委員長骨子（案）」について</li> <li>・「（仮称）川崎市議会基本条例正副委員長骨子案」について</li> </ul>	◆議長あて「最 終報告」の提出 4 月 15 日
第 14 回会議	3 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討事項 5 項目に対する「正副委員長骨子（案）」について</li> <li>・「（仮称）川崎市議会基本条例正副委員長骨子案」について</li> </ul>	
第 15 回会議	3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「（仮称）川崎市議会基本条例正副委員長骨子案」について</li> <li>・今後の議会基本条例制定に向けたスケジュール（正副委員長案）について</li> </ul>	
第 16 回会議	4 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「（仮称）川崎市議会基本条例正副委員長素案」について</li> </ul>	
第 17 回会議	4 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「（仮称）川崎市議会基本条例正副委員長素案」について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>	
4 月 23 日～5 月 22 日		（仮称）川崎市議会基本条例（素案）に対するパブリックコメント	
第 18 回会議	5 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「（仮称）川崎市議会基本条例素案」に対する市民意見等について</li> </ul>	◆市長側への条 例素案に対する 意見聴取 4 月 24 日
第 19 回会議	5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見等に対する議会としての考え正副委員長案について</li> </ul>	
第 20 回会議	6 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見等に対する議会としての考え正副委員長案について</li> </ul>	

《議会のあり方検討プロジェクト委員》

	氏 名	会 派 名
1	委員長 大 島 明	自 民 党
2	副委員長 青 山 圭 一	民 主 党
3	坂 本 茂	自 民 党
4	石 田 康 博	自 民 党
5	松 原 成 文	自 民 党
6	飯 塚 正 良	民 主 党
7	堀 添 健	民 主 党
8	山 田 益 男	民 主 党
9	後 藤 晶 一	公 明 党
10	花 輪 孝 一	公 明 党
11	山 田 晴 彦	公 明 党
12	佐 野 仁 昭	共 産 党
13	石 川 建 二	共 産 党

オブザーバー参加

	氏 名	会 派 名
1	佐々木由美子	神 奈 川 ネット
2	猪 股 美 恵	無 所 属

目次

前文

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 議会及び議員(第3条～第5条)
- 第3章 議会と市長等との関係(第6条～第8条)
- 第4章 議会運営(第9条～第11条)
- 第5章 市民と議会(第12条～第14条)
- 第6章 議会の体制整備(第15条～第18条)
- 第7章 他の条例との関係等(第19条・第20条)

附則

日本国憲法の規定に基づく地方自治制度の二元代表制の下、市議会は、選挙により選ばれた市民の代表者である議員の活動により運営される議事機関であり、本市の意思決定機関としての役割を担っている。

行政需要が増大する今日、本市では、地方分権時代における自律的な自治運営を支えるため行財政能力を更に強化することに加え、大都市が抱える諸課題に対してよりの確に対応することが必要となっており、本市の議事機関である市議会の役割がますます重要となっている。

こうした中、議員は、市民の負託にこたえるとともに、開かれた場での議論によって議会の透明性を確保しつつ本市の諸課題を解決するため、積極的に活動することが求められている。

また、市議会そして議員が期待される役割を果たしていくためには、従来の考えや活動にとどまることなく、自ら議会改革を進めていくとともに、地方公共団体の議会の権限を更に強化していくこと、そして議会の構成員である議員の役割と身分上の位置付けの明確化を図ることが必要となっている。

市議会では、これまでの議会改革を更に進め、より一層市民に開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会の在り方としての基本理念を明らかにし、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定するものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の在り方等に関する基本的事項を定め、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

(条例の尊重等)

第2条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

2 議会及び議員は、この条例の趣旨を十分に尊重して議会を運営しなければならない。

第2章 議会及び議員

(議会の役割及び活動原則)

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議案等の審議及び審査により、市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行うこと。

2 議会は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会活動の公正性及び透明性を確保すること。
- (2) 市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。
- (3) 議会の役割を不断に追求し、自らの改革に継続的に取り組むこと。

(議員の役割及び活動原則)

第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、及び議事機関の構成員として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議会の会議、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「会議等」という。）において議案等の審議、審査等を行うこと。
- (2) 市の政策形成に必要な調査研究を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うこと。
- (3) 各区の実情等の把握に努め、多様な市民の意見を市政に反映させること。

2 議員は、前項各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市民の代表として、誠実かつ公正な職務の遂行に努め、自らの議会活動について市民への説明責任を果たすこと。
- (2) 市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、的確な判断を行うこと。
- (3) 自らの資質の向上を図るため、不断の研さんに努めること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

### 第3章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第6条 議会は、二代表制の下、議事機関としての立場及び機能を生かし、市長等との緊張関係を保ちながら、議事機関としての役割を果たしていくものとする。

(議会への説明等)

第7条 予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は基本計画（市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を定める計画をいい、市における総合的かつ計画的

な行政の運営を図るための基本構想を含む。以下同じ。)等の重要な政策若しくは施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更したときは、市長等は、議会にそれらの内容を説明するよう努めるものとする。

2 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。

3 市長等は、予算の調製又は基本計画等の重要な政策若しくは施策の作成若しくは変更に当たっては、関連する条例の制定目的又は関連する決議に含まれる議会の政策提言の趣旨を尊重するものとする。

(議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 基本計画の策定又は変更

(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更

(3) 姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

#### 第4章 議会運営

(会議等の運営)

第9条 議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。

(委員会の活動)

第10条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮しなければならない。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

(会議における質疑応答等)

第11条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について会議等において質疑し、又は質問することができる。この場合において、市長等は、誠実に答弁するものとする。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

3 会議等における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明らかにして行い、議員は、一問一答方式等の効果的な方法を選択することができる。

4 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求することができる。この場合において、市長等は誠実に対応するものとする。

#### 第5章 市民と議会

(市民との関係)

第12条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映すること及び市民の議会活動に参加する機会の確保に努めるものとする。



2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。

(広報の充実)

第13条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるとともに、議会の広報の内容及び在り方について不断に検証するものとする。

(会議等の公開)

第14条 議会は、会議等を原則として公開し、会議等で使用した資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

## 第6章 議会の体制整備

(議会の機能の強化)

第15条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

2 議会は、地方自治法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

(調査機関の設置)

第16条 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議会局)

第17条 議会は、議会の政策立案能力を向上させることにより、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する議会局の機能強化に努めるものとする。

(議会図書室)

第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

## 第7章 他の条例との関係等

(他の条例との関係)

第19条 議員定数、定例会の回数、委員会、政務活動費、議員報酬及び費用弁償並びに資産等の公開に関しては、別に条例で定める。

2 前項の条例について、これを制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を踏まえ、議員又は委員会がこれを提出するものとする。

(条例の見直し)

第20条 議会は、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行う。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月4日条例第26号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成25年2月25日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

## 川崎市議会基本条例

川崎市議会議会局議事調査部議事課

TEL:044-200-3371 / FAX:044-200-3953

平成22年4月

(平成25年3月改訂)